

千公互第64号
令和8年1月26日

各 所 属 長
様
関 係 教 育 団 体 の 長

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
(公印省略)

公立学校教職員互助会の貸付利率の改定（引上げ）について（通知）

標記のことについて、当互助会の一般貸付及び住宅貸付の貸付利率を下記のとおり改定しますので、貴所属会員に周知願います。

記

1 貸付利率

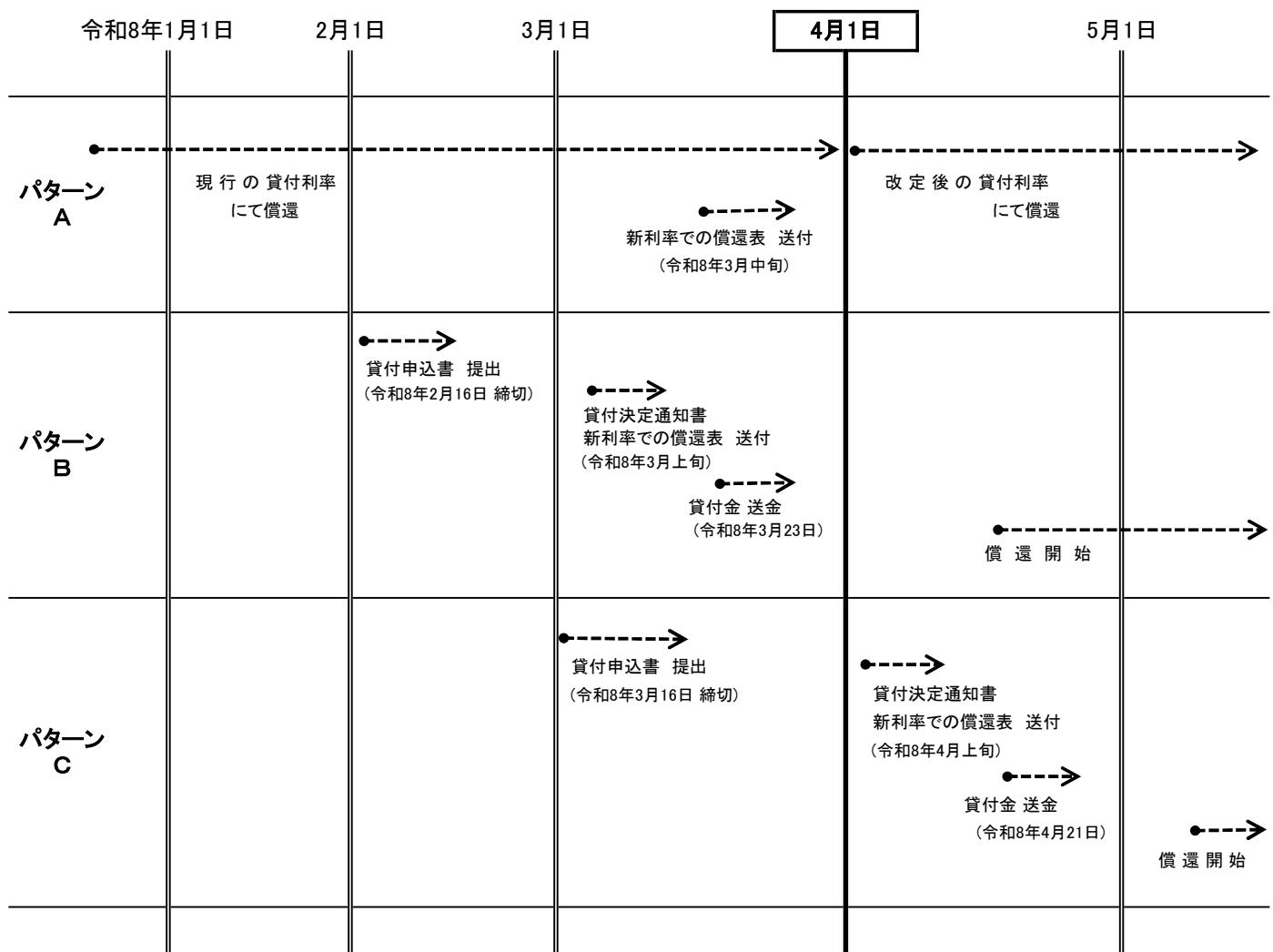
貸付種別	現 行	新利率
一般貸付	0.90%	1.30%
住宅貸付	0.90%	1.30%

※特別貸付及び看護休暇貸付については、現行どおり無利息となります。

2 適用年月日 令和8年4月1日

3 その他 事務連絡

- (1) 今回の利率改定は、令和8年4月1日以前から貸付を受けている方についても適用になります。（事務手続き等は不要です。）該当される方へは、3月中旬に所属を通して「新利率」での償還表を送付します。
- (2) 提出済みの貸付申込書（2月16日締切分）については、償還額等の訂正をしていただく必要はありません。（当互助会にて訂正させていただきます。）
実際の償還は、令和8年4月から開始となりますので、「新利率」による償還額での控除となります。
- (3) 今後、貸付申込書を提出する際は、「新利率」の償還額で記入してください。
償還額の記入については、互助会ホームページに掲載する「新利率」の賦金率表を御確認いただき、記入してください。
- (4) 詳細につきましては、裏面をご覧ください。



パターンA : 令和8年2月現在、貸付を受けている方のうち、令和8年4月以降、残高がある方

パターンB : 令和8年3月に貸付が決定する方

パターンC : 令和8年4月に貸付が決定する方